

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人どりいむスイッチ

団体代表者 役職・氏名

理事長・中村友紀

分類

法人番号

3240005013367

団体コード

申請団体の住所

広島県福山市露町一丁目8番15号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター	中村 隆行	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	「誰も一人にしない」若者支援団体基盤強化プロジェクト	
	事業名(副)	体験から気づき、応援団と共に実践することで、チームで育つー 広島・岡山発のボトムアップモデル	
団体名	特定非営利活動法人いむスイッチ	コンソーシアムの有無	あり
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	B組織運営		
支援内容分野2	A事業実施		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4	D社会的インパクト評価		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野		
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	○ ④ その他	
	○ (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	○ ④ 働くことが困難な人への支援
		○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		○ ⑥ 女性の経済的自立への支援
		○ ⑦ その他
		○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
○ ⑨ その他		
その他の解決すべき社会の課題		
	若者支援の地域格差解消	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	若者支援団体の基盤を強化し、孤立や困難を抱える若者を継続的に支援。心身の健康やメンタルヘルスを守り、地域の福祉向上に寄与する。
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	団体のマネジメント人材育成とネットワーク形成を通じて、若者の就労・学習機会を拡大。働きがいある参画を促し、地域経済の成長に寄与する。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	広島・岡山の若者支援団体の基盤を強化し、孤立や困難を抱える若者が社会参加の機会を得られる体制を整備。不平等の是正と包摂的な地域社会の実現に寄与する。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	若者支援団体の基盤を整え、居場所や相談機能を持続可能にすることで、地域における包摂的で安心して住み続けられるまちづくりを促進する。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	応援団やネットワークを通じて、若者支援団体・行政・企業・市民社会の協働を促進。持続的なパートナーシップにより、地域課題の解決を進める。

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	181/200字
子ども若者とその家族が主体的に幸せに生きることに関与するため、専門性をもって関わり、社会へのかけ橋となることをミッションとする。ビジョンは、誰もが自分らしく活躍でき、支え合い「恩送り」が当たり前となる優しい社会の実現である。若者の声から社会のあり方を問い直し、誰の声にも耳を傾け受け止めることによって、しなやかで強い組織や社会を築くという理念を掲げている。	
(2) 団体の主な活動	197/200字
1. 若者支援活動（地域若者サポートステーション、社会的養護自立支援拠点、自立援助ホーム、若者の居場所、校内居場所カフェ、在宅ワーク支援 など） 2. 若者支援のネットワーク構築事業「ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク/休眠預金活用事業（実行団体）」として以下を実施。 勉強会や団体交流会の開催、スタートアップ助成金提供・伴走支援、クラウドファンディングの推進、市民向けイベントの企画・運営	

II. 事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始) 2026/4/1	(終了) 2029/3/31	対象地域	広島県・岡山県
事業概要	<p>本事業は、広島・岡山においてマネジメント人材不足など組織基盤が脆弱な若者支援団体を対象に、持続可能な運営体制を築く支援を目的とする。両県は現時点では若者分野の中間支援機能が弱く、担い手を支える仕組みが乏しい。そのため団体自らが強みを活かしながら組織を成長させるコーディネーションに重点を置いた。</p> <p>【プログラムの特徴】 提供するプログラムは、「組織基盤強化・体験型WS」（全7回）を1年間で実施し、これを1クールとして2年間で2クール展開する。2クールで拾い上げ、より多くの団体に機会を届ける。</p> <p>①体験型WSに団体から複数名で参加する設計とし、代表以外のマネジメント人材の育成とチーム運営体制の構築を支える。また支援対象団体の現地見学会を同時に行い、参加団体同士が互いの活動を理解し合い、支え合う関係を築くとともに、違いから自団体の特徴や強みに気づく体験を提供。知識の習得にとどまらず、気づきを実践に結びつけ、組織の持続可能性を高める。</p> <p>②応援団（活動支援団体・各領域の専門家・拡大成長期の若者支援団体等、以下「応援団」）が伴走し、支援対象団体が外部リソースを安心して活用できる関係性を築く。応援団は各団体の課題解決を支えるだけでなく、団体同士の横のつながりを補強し、終了後も持続するネットワークを形成する。これにより、孤立しがちな団体が相談・協働できる環境を獲得する。</p> <p>③プログラム全体をボトムアップ型で設計し、教える／教わる関係に依存せず、各団体が自らの課題や強みに気づき、それを基に基盤強化に能動的に取り組む構造とする。学びを自団体の文脈に落とし込み、強みを活かした成長戦略を描くことで、地域全体で担い手が育ち、若者支援の基盤が拡張・持続する。</p> <p>これにより、代表も団体も一人にしない、ボトムアップ型の組織基盤強化支援モデルが他地域でも展開されることを目指す。</p>			
788/800字				

III. 事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	972/1000字
<p>1. 支援対象団体が抱える組織運営上の課題</p> <p>資金と人材の脆弱性</p> <p>広島県・岡山県の若者支援団体へのアンケート・ヒアリングでは、安定財源の確保と組織運営が共通課題として挙がった。資金不足により、常勤スタッフが少なく、代表等に業務が集中し、経営課題に取り組みにくいという声も多く聞かれた。結果として①事業拡大・多拠点化の停滞、②事業継承・標準化の遅れ、③内部統制・ガバナンスの形骸化、④資金調達に不安定といった弊害が持続している。これらの課題は、ETIC「非営利団体のマネジメント人材育成に関する実態調査（2025年2月）」等の全国的知見とも一致し、課題解決にはマネジメント人材の採用・育成が必要と考えられる。</p> <p>2. 背景と地域特性</p> <p>(a) 資金構造の課題</p> <p>県内の助成は小口・単年度（概ね10万円規模）が中心で、中期的・包括的な資金支援が乏しい。特に管理・評価・連携コーディネーションなど「運営基盤に関わる人件費」に充当しにくい。</p> <p>(b) 委託・補助メニューの偏在</p> <p>公的委託事業は児童福祉・障害福祉・生活困窮に偏重し、ユースセンター・居場所・社会体験といった予防的ユースワークは制度外に置かれ、事業化が難しい。</p> <p>(c) 相談・つなぎ基盤の不足</p> <p>広島県は「子ども・若者総合相談センター」が未設置で県域のワンストップ機能が弱い。岡山県も小中学生向け支援が中心で、高校生以降の支援が脆弱。</p> <p>(d) 若者分野に特化した中間支援の不在</p> <p>両県とも若者分野に特化した中間支援が乏しく、ノウハウ・人材育成・評価手法の蓄積が進まない。そのため、課題解決策が局所化し、スケールや横展開が阻害されている。</p> <p>(e) 調査・可視化の不足</p> <p>若者の実態に関する継続的な調査・分析・公開が不足しており、社会的認知や政策優先度が上がりにくい。結果として資金配分が後回しとなり、担い手不足が固定化している。</p> <p>3. 結論</p> <p>内的要因：マネジメント人材の不足により、代表者等への業務集中が常態化し、戦略策定・人材育成・評価・資金調達といった組織機能の強化が進まない。</p> <p>外的要因：若者支援に対する制度的手当と資金供給が脆弱で、予防的ユースワークや居場所づくりは制度外・単年度依存に陥りやすい。さらに、若者分野の中間支援不在と調査・政策提言の弱さが、地域全体の改善クールの阻害している。</p>	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	292/400字
<p>広島・岡山両県において、若者支援に関する既存の取組は、就労支援、生活困窮世帯への学習支援、児童福祉分野の委託事業等が中心であり、一定の受け皿は存在する。一方、汎用的な中間支援は存在するが、若者分野に特化していないため、若者分野の中間支援としては十分に機能していない。協議体も限定的で、「子ども・若者支援協議会」は広島県では県設置1箇所のみ、岡山県も県1箇所と市町3箇所にとどまる。また同協議会は機能不全に近く、実質的なネットワーク基盤は未整備。結果として、広島県では若者支援の体制が特に脆弱であり、岡山県においても行政や中間支援団体による十分なサポート体制が確立しているとは言い難い。</p>	
(3)休職預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義	377/400字
<p>本事業の意義は、既存の行政施策や助成では手が届きにくい「組織運営基盤の強化」「代表以外のマネジメント人材育成」「予防的ユースワークの推進」といった領域を、非資金的支援によって支える点にある。広島・岡山の若者支援団体は、人材と資金の脆弱性から代表者の兼務体制に依存し、内部統制や資金調達、評価体制の構築が進んでいない。また若者分野の中間支援が弱くサポートが受けにくい。本プログラムは、体験型WSと現場見学、応援団による伴走支援を組み合わせ、参加団体が自ら課題を解決する力を養うためのコーディネートを重視して設計した。地域全体の若者支援基盤の強化を図る際に、横展開しやすい構図である。このモデルにより、若者の孤立や不安定就労リスクを減らし、社会参加を促進するといった社会的インパクトの実現に寄与する点に、休職預金等交付金を活用して本事業を実施する意義がある。</p>	

IV. 活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	8団体程度
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	273/400字		
<p>活動地域：広島県・岡山県</p> <p>活動分野：児童福祉や生活困窮等の支援の枠組みからこぼれ落ちやすい「制度のはざま」にある10代後半～若年層を支える活動</p> <p>活動内容：</p> <p>ハイリスクアプローチ/生活困窮・孤立・住居喪失・望まぬ妊娠など緊急性の高い支援（相談、居住・食料支援、シェルター等）</p> <p>ポピュレーションアプローチ/孤立予防や社会参加促進を目的とする普遍的支援（ユースセンター、居場所づくり、校内カフェ、社会体験活動等）</p> <p>※既に上記活動を実施している団体、または新たに着手しようとする団体。これらは地域における若者の安心・安全・社会参加の基盤づくりに直結する。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	319/400字		
<p>組織形態：非営利組織（法人格取得済み、または取得予定）</p> <p>規模：経常収入5,000万円未満を中心とする中小規模団体</p> <p>現状の課題：代表等一部のメンバーに業務が集中し、組織基盤を整える余裕がなく、事業継続性や運営安定性に不安がある</p> <p>成長ステージ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業確立期から成長期に差し掛かり、基盤強化が求められる団体 ・マネジメント人材の不足により、事業確立期から拡大成長期への移行が停滞し、事業継承や活動継続に不安を抱える団体 <p>※いずれもマネジメント人材育成やチーム運営への移行に意欲を持ち、制度のはざまを埋める若者支援を発展させ地域の担い手となることを目指している。こうした団体を対象とすることで、既存制度では支えきれない担い手層を底上げする。</p>			
(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	185/200字		
<p>本事業により、参加団体は運営方法や資金調達を確立し、団体間ネットワークが強化され、市民・行政・企業も担い手として関与することで新たな事業や政策が生まれる。</p> <p>さらに、組織基盤が安定した団体が増加し、中間支援組織にノウハウが蓄積されることで新規団体の立ち上げも支援可能となる。包括的に機能するネットワークと協働体制により、地域のどの若者も支えられる持続可能な環境が実現する。</p>			

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	50/100字								
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
若者支援団体が安心して活動できる土台をつくり、仲間づくりや行政との対話を通じて若者支援の輪を広げる。		①若者支援団体が組織課題の解決に前進していると自己評価する割合		①0% 若者支援団体がマネジメント人材の不足により組織課題に取り組むことが難しい状態				①参加団体の80%以上 マネジメントをチームで役割分担して担うことで組織課題の解決に取り組んでいる状態	
		②単発の対話ではなく、定期的に行政と団体が集まる協議の場が生まれ、継続的な関係が生まれている。		②単発の対話はあるが、継続的な協議の場はない				②継続的な協議の場が生まれている	

1-2-2 組織基盤強化・体験型WS（前期）第2回 若者を取り巻く社会課題を確認し地域の若者の実態を把握する 一調査分析一 第1回同様、全団体が現地に集まり、調査・分析を用いて地域の若者課題を把握する手法を学び実践する。 現場見学や対話を通じて課題の可視化を学び、活動の社会的意義を客観的に示す力を養う。 応援団も参加し、WS中も常に伴走する。	1クール目：2027年1月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年1月 1日完結（6時間程度）	172/200字
1-2-3 組織基盤強化・体験型WS（前期）第3回 自分の言葉で団体を語ろう ミッション・ビジョンの再確認一 ここまでのWSを経て、改めて団体のアイデンティティを捉え直して言語化する。 ミッション・ビジョンについて深く語り合うことで、マネジメントチームの方向性が一致することが強い組織をつくる。 メンバーが役割分担をしながら能動的に動けるようになることを目指す。	1クール目：2027年3月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年3月 1日完結（6時間程度）	182/200字
1-2-4 組織基盤強化・体験型WS（前期）第4回 自団体の未来を描こう ロジックモデルの作成一 ビジョン実現に向けたプロセスを整理し、ロジックモデルを作成する。活動と成果のつながりを可視化し、助成金申請や評価に活かせる形に整える。 現場見学を交えて他団体の事例を学び、自団体の強みと課題を客観的に捉える力を育む。成果志向の組織運営を実践できる基盤をつくり、マネジメント人材育成につなげる。	1クール目：2027年5月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年5月 1日完結（6時間程度）	196/200字
1-3-1 組織基盤強化・体験型WS（後期）第5回 ファンドレイジング① 一地域の実践例から考える一 開催形式：オンライン 第5回は、応援団として参加している拡大成長期の若者支援団体など、ロールモデルとなり得る団体の実践例を知り、自団体のファンドレイジングプランについて検討し実践する。 自団体の資金調達の可能性を具体的に検討する。持続可能な活動のための第一歩とする。	1クール目：2027年7月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年7月 1日完結（6時間程度）	184/200字
1-3-2 組織基盤強化・体験型WS（後期）第6回 ファンドレイジング② 一ファンドレイジングプランの中間共有&情報交換一 第5回で得た知識をもとに、自団体の資金調達計画を作成。応援団が伴走し、現実的かつ実行可能な形に整える。これにより、マネジメント力と財政基盤の強化を図る。 中間発表を行い、団体同士で学び合いにつなげる。	1クール目：2027年9月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年9月 1日完結（6時間程度）	163/200字
1-3-3 組織基盤強化・体験型WS（後期）第7回 最終発表会（公開） 全団体が参加し、学びや成果を発表する公開型の場を設ける。行政・企業関係者も招き、協働や資金獲得の機会につなげる。 団体同士のネットワークを強化し、地域に若者支援の重要性を発信する。	1クール目：2027年11月 1日完結（6時間程度） 2クール目：2028年11月 1日完結（6時間程度）	126/200字
1-4 代表等以外のメンバーも含めた複数名で組織基盤強化・体験型WSに参加 代表以外の複数名で全7回のWSに参加し、組織運営について話し合う土台を整える。 現地参加や移動時間も含め共通体験を重ねることで相互理解と信頼関係を深め、チームとして成長する。 小規模団体に不可欠な「得意を活かし合い補い合う文化」を醸成し、楽しく能動的に動ける組織基盤を築く。	1クール目：2027年11月～2027年11月 2クール目：2028年11月～2028年11月	175/200字
2-1 応援団ミーティング（月1回） 各団体の組織課題に応じた応援団のメンバー編成を行う。（例：自主事業を強化したい一自主事業で成果をあげている若者支援団体） 支援対象団体のマネジメントチームと応援団が集まり月1回ミーティングを行う。 各団体の組織運営上の課題や目指すビジョンに応じたサポートをそれぞれの専門性を用いて行うと共に、WS後期はファンドレイジング計画と実践のサポートを行う。	1クール目：2026年11月～2027年11月 2クール目：2027年11月～2028年11月	193/200字
2-2 若者支援団体の横のつながりを作る勉強会・交流会 組織基盤強化・体験型WS参加団体以外の地域の若者支援団体とも横のつながりを作る機会として年2回程度実施する。 現場を見る機会として若者支援団体の拠点を開催場所として活用すると共に、オンライン参加体制も整える。（ハイブリット開催）	2026年6月・12月 2027年6月・12月 2028年6月・12月	142/200字
3-1-1 若者支援の担い手を増やす勉強会 若者支援に関心がある市民を対象にユースワーカー養成講習会を開催し、若者と関わる基本姿勢や若者支援を行う上で大切な価値基準などについて体験的に学ぶ。	2027年2月 2028年2月	95/200字
3-1-2 市民と若者支援団体の個別マッチング ユースワーカー養成講習会受講者をメイン対象に市民と有休無給問わずスタッフを募集している若者支援団体との個別マッチングを行う。 個別マッチングにあたっては、対象者の希望と若者支援団体の希望の調整を活動支援団体が行う。	随時	131/200字
4-1 広島県・岡山県の若者と若者支援団体の実態把握調査 行政への若者支援政策の強化を訴える政策提言を目指し、広島県、岡山県の若者と若者支援団体の実態把握調査を行い、ひろしま・おかやま若者実態把握調査書を作成する。	2026年4月～2029年3月 若者支援団体の実態把握調査：2026年4月～2027年3月 若者の実態把握調査：2027年4月～2028年3月 実態把握調査を元に行政と対話の機会を持つ：2028年4月～2029年3月	107/200字

(5)-5 インプット

人材	幹事団体：どりいむスイッチ 構成団体：ひろしまNPOセンター 団体外部：評価アドバイザー/応援団/応援団各領域の専門家/WS各テーマ講師/選考委員/ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク（若者支援団体への周知）/ユースワーカー協議会（講師派遣）/PoliPoli（政策提言）
資機材、その他	

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	726/1000字
<p>本事業における課題把握・検証の方法は、単に外部が診断するのではなく、支援対象団体自身が組織課題に気づき、能動的に改善へ取り組む姿勢を醸成することを重視する。そのため、以下のプロセスを通じて段階的に課題の可視化と検証を行う。</p> <p>まず、事前段階として「無料代表お悩み相談会」を広島・岡山の若者支援団体の代表者を対象に開催する。組織運営上の悩みや課題を直接ヒアリングし、応援団（活動支援団体、各領域の専門家、拡大成長期の若者支援団体等）が対話を通じて課題の整理をサポートする。これにより、代表が自ら課題を言語化するきっかけを提供する。</p> <p>次に「無料組織診断」を実施し、各団体が組織診断ツールを活用して診断レポートを作成する。診断結果について、応援団が支援対象団体候補と対話を重ね、結果の解釈や背景要因を整理することで、各団体にとって納得感のある「課題の見える化」を行う。この段階で得られた診断レポートは、応募の必須添付資料とし、選考過程でも活用する。</p> <p>「支援対象団体の公募」の際は、現地ヒアリングを行う。現場を見た上で対話することで、組織診断の精度を上げる。</p> <p>採択後は、組織診断を起点として課題の検証を継続する。具体的には、プログラム前半の体験型WSや現地見学会を通じて、他団体の取組との比較から自団体の特徴や課題を再認識する。さらに、応援団との伴走MTGで課題の整理を深め、進捗や変化をモニタリングする。こうした繰り返しにより、当初は漠然とした課題認識も回を追うごとに解像度が高まり、プログラム終了時には診断結果の検証・更新が可能となる。</p> <p>このように、本事業では、参加団体が自ら課題を明確にし、改善に向けた行動を起こせる体制を確実に築くことを目指す。</p>	
(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	874/1000字
<p>本事業の支援内容は、ボトムアップ型のプログラム設計に基づき、支援対象団体が自らの強みや特徴を活かしながら組織基盤強化を進めることを重視する。そのため、支援内容は一方的に提供されるものではなく、団体と応援団・活動支援団体との対話を通じて合意形成される。</p> <p>1. 支援対象団体の課題に応じた「応援団」の構築 例えば、自主事業の展開を志向する団体に対しては、同分野で拡大成長期にある若者支援団体や、関連領域の専門家を応援団に加える。これにより、抽象的な助言にとどまらず、実務に直結するアドバイスや情報提供を受けることが可能となり、課題解決に資する組織基盤強化を重点的に行う。</p> <p>2. エンバワメントを伴う「体験型WS」の実施 各回のクロージングでは、参加者同士が互いの学びや活動の良さをフィードバックし合うことで、次回も参加したいという意欲を高めるとともに、団体間や応援団との信頼関係を深める。また、各回でいずれかの団体の現場を全員で見学することで、当事者では気づきにくい自団体の強みや特徴を客観的に指摘してもらい機会を設ける。これにより、学びと自信の双方を得られる場を保障する。</p> <p>3. 月1回程度の「応援団との伴走MTG」の実施 体験型WSで得られた気づきを日々の運営に取り入れる過程で新たに生じる悩みや課題に対し、応援団が具体的な解決策や情報を提供する。加えて、努力を認証し労うことで心理的に支え、勇気づける。このように机上の助言にとどまらず、互いの活動をよく理解した関係性の中で行う伴走支援は、団体が学びを現場に確実に適用する後押しとなる。</p> <p>これらのプロセスを通じて、主役はあくまで支援対象団体であり、応援団はそれを支える存在として位置づけられる。これにより心理的安全性が担保され、各団体が自らのスタイルに合った基盤強化に能動的に取り組むことが可能になる。さらに、プログラム全体を通じて「誰の声も大切に」という文化が体感され、組織文化として浸透する。結果として、ボトムアップ型の組織基盤強化が推進され、構成員が能動的に動ける強い組織への変化を目指す。</p>	

V. 支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	200/200字
<p>既存ネットワーク活用：「ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク」（28団体）への情報提供 中間支援機関との連携：NPOセンター、市民活動支援センター、社協等を通じた周知 相談会との連携：「無料代表お悩み相談会」「無料組織診断」と併せた情報発信 財団・行政への協力依頼：マツダ財団、福武教育文化振興財団、橋本財団、行政補助金運営団体等 広報媒体活用：HP・SNSを通じた広域的な周知、プレスリリース</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	84/200字
<p>広範な情報提供：ネットワークや関係機関を通じ、希望者には平等に相談・診断機会を提供 選考の公平性・透明性：外部有識者を含む選考委員会を設置し、客観的な基準に基づいて選定</p>	

VI. 主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	383/400字
<p>当団体（どりむスイッチ）は、現場実践とネットワーク構築の両面に強みを持ち、広島・岡山における若者支援基盤強化に取り組んできた。多様な若者支援の実践に加え、28団体をつなぐ「ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク」を運営し、学び合いと協働の場を重ねてきた実績がある。</p> <p>こうした取組が評価され、Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs「組織診断からはじめるコース」に採択され、現在はひろしまNPOセンターの伴走のもと、組織診断と基盤強化を進めている。課題が明確になり、改善が実感されるプロセスを経験しているからこそ、この学びを地域全体に還元したいと考えている。さらに、事業担当者は多数のWS企画運営やネットワーク事務局の経験を有している。エンバワメントを重視したファシリテーションに加え、専門家と連携する「力を借りる力」も備えている。</p>	
(2) 支援実績と成果	795/800字
<p>当団体は、広島・岡山の若者支援団体をつなぐ「ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク」の事務局を担い、2025年9月時点で28団体が加盟している。設立当初から「困難を抱える若者をひとりにしない」と、そして「団体も孤立させない」とを目的とし、フラットな関係を重視しながら「学び合い」「支え合い」をモットーに活動してきた。</p> <p>加盟団体向け勉強会・交流会 【勉強会】「よりよい事業運営のためのみづなおしWS」を開催（6団体11名）。 【交流会】@SGSG（地域交流ステーションverde）ネットワークの方向性を議論（6団体14名）。 市民向け公開講座 1年目：「REAL VOICE」上映会を開催。テレビ報道で取り上げられ、活動の周知に寄与（参加者60名）。 2年目：「若者の心の居場所を地域に」を開催。湯浅誠氏を招き、中間支援組織の必要性を発信（参加者75名・会場＋オンライン）。</p> <p>その他の実績 クラウドファンディングによる基金でスタートアップ助成金を提供し、伴走支援で新規団体の立ち上げを後押し。 WAM助成事業の経験を活かし、居場所事業や地域協働の実践知を蓄積し、エビデンス発信力を強化。 コンソーシアムの体制強化（ひろしまNPOセンター） 本事業は、ひろしまNPOセンターとコンソーシアムを組んで実施する。ひろしまNPOセンターは30年以上にわたるNPO支援に携わり、組織診断、伴走支援、評価手法の導入に豊富な実績を持つ。広島県の行政・財団との協働を重ね、地域の課題に応じた中間支援を実践してきたほか、全国的なネットワーク構築や人材育成事業にも関与している。現在、Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs「組織診断からはじめるコース」で当団体に伴走し、組織基盤強化の実践を共に進めており、その経験を他団体にも広げることで地域全体の担い手感上げを目指す。</p>	
(3) 支援ノウハウ	326/400字
<p>【幹事団体としてのコーディネーション力】 各分野の専門家と連携し、多様な勉強会や学び合いの機会を提供。さらにスタートアップ助成と伴走支援を行い、団体の成長を後押ししている。</p> <p>【関係構築力】 ネットワーク事務局として、加盟28団体との信頼関係を築き、孤立させずに支え合える基盤を整えてきた。 【コンソーシアムによる組織基盤強化・体験型WSを構築する力】 Panasonicファンド「組織診断からはじめるコース」に採択され、ひろしまNPOセンターの伴走のもと自団体の診断・改善を進め、ボトムアップ型の強化手法を実践している。 【情報発信力・巻き込み力】 市民向け公開講座やメディア発信を通じて若者支援の重要性を発信し、地域や社会を巻き込む力を発揮してきた。</p>	

(4) 実施体制	338/400字
<p>事業統括責任者：1名（どりいむスイッチ 中村） 事業担当者：5名（どりいむスイッチ []、[] +1名、ひろしまNPOセンター 松村） 事業担当者補佐：4名（どりいむスイッチ []、[]、ひろしまNPOセンター 山本、[]） 経理担当者：2名（どりいむスイッチ 小林、ひろしまNPOセンター []） 応援団：ファンドレイザー等各領域の専門家（4名）、先進的に活動する広島県岡山県の若者支援団体 評価アドバイザー：1名（株式会社PoliPoli 会沢） 調査研究アドバイザー：2名（[]、[]） 審査委員：5名（各領域の専門家2名、他県の若者支援団体1名、若者1名、他県の間接支援組織1名）</p>	

(5) コンソーシアム利用有無 あり

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等 (3名)		
氏名	役割・役職	実績・資格等
中村 友紀	特定非営利活動法人どりいむスイッチ 役割 事業統括責任者 役職 理事長	若者支援経験13年（居場所事業、地域若者サポートステーション、アフターケア事業所、自立援助ホーム）、社会福祉法人経理担当3年 当団体で行う全ての事業の統括（助成金事業：WAM助成2年、子供の未来助2年、休眠預金実行団体3件各1～3年等） 主な資格：公認心理師、キャリアコンサルタント
[]	[]	[]
松村 渉	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 役割 事業担当者 役職 理事/事業部長	2010年ひろしまNPOセンター入職。ファンドレイジング、NPO組織基盤強化等に関わり、2019年からは休眠預金（中国5県コンソ：2019、2020、2021、2022、2020緊急特1期、2020緊急特2期、実行団体：2024通常）を担当。 NPO/NGOサポートファンドにおける組織診断・組織基盤強化のコンサルタントを23年、25年の2回担当。 主な資格：認定ファンドレイザー。

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制	348/400字
<p>当団体は、公平性と透明性を確保するため、ガバナンス・コンプライアンス体制を整備している。内部には理事会の下にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守や倫理的課題への対応を協議・監督する仕組みを構築している。特に休眠預金等活用事業の実施にあたっては、支援対象団体の選考過程に外部委員を加え、客観性を担保する。外部委員は若者支援の有識者やNPO経営、法務の専門家などから構成し、活動支援団体による恣意的な判断を排除する役割を担う。また、事業実施中は、個別相談や伴走支援において得られた情報を守秘義務に基づき適切に管理し、団体間の信頼を損なわない体制を維持する。これらにより、ガバナンスとコンプライアンスの両面で健全な事業運営を徹底する。これらの体制が不十分との指摘をいただいた際には適切に対応します。</p>	

事業種別		2025年度活動支援
事業期間		2026/04/01 ~ 2029/03/31
活動支援団体	事業名	「誰も一人にしない」若者支援団体基盤強化プロジェクト 体験から気づき、応援団と共に実践することで、チームで育つ — 広島・岡山発のボトムアップモデル
	団体名	特定非営利活動法人どりいむスイッチ

		助成金
事業費		51,550,704
	直接事業費	43,884,000
	管理的経費	7,666,704
評価関連経費		1,350,000
合計		52,900,704

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	14,493,568	18,553,568	18,503,568	51,550,704
直接事業費	0	11,938,000	15,998,000	15,948,000	43,884,000
管理の経費	0	2,555,568	2,555,568	2,555,568	7,666,704

2. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	0	450,000	450,000	450,000	1,350,000

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	0	14,943,568	19,003,568	18,953,568	52,900,704

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	どりいむスイッチ		
郵便番号	720-0812		
都道府県	広島県		
市区町村	福山市霞町		
番地等	1-8-15 霞町ビル2階		
電話番号	084-983-1488		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://dreamswitch.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2013/09/19		
法人格取得年月日			

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカムラ ユキ
	氏名	中村 友紀
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	27	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	9
	無給 [人]	0
	非常勤職員・従業員数 [人]	18
有給 [人]	有給 [人]	18
	無給 [人]	0
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	4件
申請前年度の助成総額 [円]	40万
助成した事業の実績内容	ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク「ひろしま・おかやま若者おうえん基金」による4団体（各10万円）への助成を実施。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	ひろしまNPOセンター		
郵便番号	730-0031		
都道府県	広島県		
市区町村	広島市中区紙屋町1丁目6-1		
番地等	紙屋町ガレリア303号室		
電話番号	082-258-1348		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://npoc.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	http://www.facebook.com/hiroshima.npoc	
		http://blog.canpan.info/hnpoc/	
設立年月日	1997年9月13日		
法人格取得年月日	1999年11月1日		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカムラタカユキ
	氏名	中村 隆行
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	12
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	23
常勤職員・従業員数 [人]	13
有給 [人]	13
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	31
団体正会員 [団体数]	31
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	41
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	41

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	非営利組織評価センター/グッドガバナンス認証/2021年度 https://jcne.or.jp/gg/2021g0039.html

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	11件
申請前年度の助成総額 [円]	1,100,000円
助成した事業の実績内容	20年近くにわたり継続している広島県内のNPOを対象とした草の根助成事業です。1年間の実績を申請いただき助成する仕組みにしており、事務的な負担が少ないことと用途制限のない資金ということで採択された団体から高い評価を得ています。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>■西日本豪雨被災者支援／1件／1,750,000円</p> <p>西日本豪雨被災後の復興活動を通して形成された安芸郡坂町「NPO法人SKY協働センター」、呉市天応町「つなごう@天応」による、被災者の交流の場づくりや地方防災力強化の活動を支援。</p>

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム休眠預金活用事業
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県休眠預金等活用事業2020
3	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県新型コロナ対応緊急支援助成
4	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県コロナ対応緊急支援助成（第2期）
5	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県休眠預金等活用事業2021
6	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県休眠預金等活用事業2022
7	2024年度	通常枠	実行団体に採択	NPO法人ひろしまNPOセンター	外国ルーツを持つ若者が自ら進路を選べることを支える官民一体となった仕組み構築事業
8	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請中（当落未定）	中国5県休眠預金等活用コンソーシアム（幹事団体：NPO法人ひろしまNPOセンター）	中国5県休眠預金等活用事業2025

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「誰も一人にしない」若者支援団体基盤強化プロジェクト 体験から気づき、応援団と共に実践することで、チームで育つー 広島・岡山発のボトム アップモデル
団体名:	特定非営利活動法人どいむスイッチ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第28条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第29条4
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条2
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条4
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条2~4
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条5

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第5条 ※反社防止文なし
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定 コンプライアンス及び利益相反に係る規程	第7条 第8条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「資金分配団体が実行団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定 コンプライアンス及び利益相反に係る規程	第6条(イ) 第9条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第8条3
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第9条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第8条3
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第5条2(3)～(5)
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2章
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3章
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5章
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2章 第5条 第3章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第1章 第3条 第2章 第10条 第3章
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第12条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第14条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条2
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条 第18条2
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第10条 第11条 第12条 第13条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第16条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第5章 第34条～第38条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第6章 第39条～第40条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「誰も一人にしない」若者支援団体基盤強化プロジェクト 体験から気づき、応援団と共に実践することで、チームで育つー 広島・岡山発のホム アップモデル
団体名:	ひろしまNPOセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含まれる必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	01_総会規定	第4条
(2)招集権者		公募申請時に提出	01_総会規定	第5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	01_総会規定	第4条2
(4)招集手続		公募申請時に提出	01_総会規定	第5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	01_総会規定	第3条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	01_総会規定	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	01_総会規定	第10条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	01_総会規定	第8条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	02_理事会規定	第2条2
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	02_理事会規定	第2条3
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	02_理事会規定	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	02_理事会規定	第3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	02_理事会規定	第2条4
(4)招集手続		公募申請時に提出	02_理事会規定	第3条2
(5)決議事項		公募申請時に提出	02_理事会規定	第2条4
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	02_理事会規定	第4条3
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	02_理事会規定	第5条4
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	02_理事会規定	第4条3
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	00_定款	第12条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	00_定款	第13条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	03_役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	03_役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	05_倫理規定	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	05_倫理規定	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	05_倫理規定	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	05_倫理規定	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	05_倫理規定	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	13_就業規則	第14条～第17条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	05_倫理規定	第9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	05_倫理規定	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	14_役員利益相反防止のための自己申告等に関する規定	第2条～第6条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	14_役員利益相反防止のための自己申告等に関する規定	第5条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	14_役員利益相反防止のための自己申告等に関する規定	第3条～第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	06_コンプライアンス規定	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	06_コンプライアンス規定	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	06_コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	07_内部通報(ヘルプライン)規定	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	07_内部通報(ヘルプライン)規定	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	12_事務局規定	別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	12_事務局規定	第3章
(3) 職責		公募申請時に提出	12_事務局規定	第4章
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	12_事務局規定	第5章
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	04_賃金規定	第3条～第6条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	04_賃金規定	第6条～第10条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	09_文書管理規定	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	09_文書管理規定	第5条～第12条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	09_文書管理規定	別紙
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	08_情報公開規定	別紙
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	10_リスク管理規定	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	10_リスク管理規定	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	10_リスク管理規定	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	10_リスク管理規定	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	11_経理規定	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	11_経理規定	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	11_経理規定	第3章
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	11_経理規定	第2章
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	11_経理規定	第3章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	11_経理規定	第5章
(7) 決算		公募申請時に提出	11_経理規定	第6章